(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書 に対する三重県知事意見

(総括事項)

- 1 今後、詳細な工事設計を作成し、予測及び評価に変更が生じる場合は、それらを反映した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成すること。また、環境保全措置の検討にあたっては、代償措置ではなく、環境影響の回避又は低減を優先すること。
- 2 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 3 地域住民から事業実施に関する不安の意見が寄せられているため、事業の 実施にあたっては、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(太陽 光発電)」や、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基 づき、地域住民等と十分なコミュニケーションを図ること。

(個別的事項)

1 大気質、騒音及び振動

対象事業実施区域周辺は、良好な生活環境が保たれた閑静な地域であり、 住民意見においても、工事実施時における工事関係車両の走行と建設機械の 稼働が重なることによる降下ばいじんや騒音の影響の増大を不安視する声が 寄せられている。建設機械の稼働時期等に関する詳細な工事計画の策定時に おいて適切な配慮を行うとともに、工事の実施にあたっては工事関係車両の 台数の削減や、低騒音、低振動型の建設機械の使用等の環境保全措置を徹底 すること。また、施設の維持管理においても、パワーコンディショナーの発 生音等による周辺環境への騒音の影響を最小限にするよう努めること。

2 水質

大規模な豪雨等が発生した場合においても、可能な限り濁水の発生を回避、 低減できるよう、調整池の堆砂状況を定期的に確認し、必要に応じて浚渫を 行う等、適切に管理すること。

3 陸生動物

(1)対象事業実施区域内の水域では、トモエガモや国内希少野生動植物種であるヤマトサンショウウオといった、重要な生物の生息が確認されている。それらの生息環境への影響を回避、低減するため、生息する生物のそれぞれの生態学的特徴を考慮し、池と周囲の樹林を一体的に保全するなど、生態系の連続性が確保されるような計画とすること。

- (2) 対象事業実施区域内の既存の池で確認されたトモエガモについて、「越冬期の一時的な利用」と予測しているが、越冬場所として利用している可能性があることから、池周辺の樹林環境や草地環境が変化することを踏まえた、適切な予測、評価を実施すること。
- (3) コスジマグソコガネの生息環境について、「本種がニホンジカの糞に依存していることから、事業実施前後でニホンジカの生息状況が大きく変わらないことを根拠に、影響は軽減できる」と客観的な根拠に欠ける予測を行っている。評価書においては、より客観的な根拠に基づく予測の実施を検討すること。

4 陸生植物

- (1)対象事業実施区域内及び周辺の樹林において、ホンゴウソウ、キンラン、ウスキムヨウラン、エビネ等の重要な植物の生育が確認されているが、その多くは移植が困難であり、まとまった樹林環境を必要とする。上記のような植物の生育する貴重な自然環境への影響を回避、低減するため、太陽光パネルの設置場所を可能な限り現在のゴルフコース部分に限定し、森林伐採面積の最小化を図るとともに、生育地の樹林環境を一体的に保全すること。
- (2) 地表面洗堀低減のための種子吹付の実施にあたっては、周辺植生に影響を与えないよう、可能な限りその場所に生息する郷土種の種子を採取し使用するとともに、その種子が樹林に飛散しない方法で行うこと。

5 生態系

施設の維持管理にあたっては、農薬を使用しない人手での草刈りを徹底し、 自然環境への影響の低減を図ること。

6 景観

景観に係る環境保全措置を徹底し、津市の行政計画との整合を図り、景観形成基準に十分配慮をした事業計画とすること。

7 廃棄物

導入する太陽光発電設備は、廃棄時を見据えて選定すること。また、事業に伴い発生する廃棄物の発生抑制やリサイクルに努め、やむを得ず廃棄物となるものについてはその責任の所在を明らかにするとともに、適正な処理を行う計画とすること。

8 その他

事業実施にあたっては、地域の環境保全へ適切な配慮を行うことに加え、発電効率を考慮した太陽光パネルの配置にする等、脱炭素社会に資する効果的な太陽光発電事業となるよう努めること。